

本市防災対策の現状を踏まえた修正概要

①災害協定に関する修正

■風水害等災害対策編 ■地震災害対策編 ■資料編

⇒ 節番号、ページ番号の（カッコ）は地震災害対策編の番号を指す

【本編】

第4章 災害応急対策計画

第28（30）節 相互応援協定等に基づく広域応援

P158～160（P140～142）

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間に締結も考慮する。

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

2. 応援の要請等

(1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア. 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

イ. 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。

ウ. 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

〔資料編〕 水道災害相互応援協定（資料4-30-6）

(2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順の確認、応援機関の活動拠点の整備等他の市町村等の応援の受け入れ体制を確立しておく。

(4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
青森県消防相互応援協定 〔資料編〕 4-30-1	平成 28 年 2 月 24 日	40 市町村、9 消防本部	火災・災害・救急救助に伴う業務
消防相互応援協定 〔資料編〕 4-30-2	平成 18 年 8 月 25 日	13 市町村、7 消防本部	火災・災害・救急救助に伴う業務（青森市に隣接する関係市町村と消防本部）
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定 〔資料編〕 4-30-3	平成 18 年 9 月 29 日	県内 40 市町村	情報収集及び提供 食料供給
災害時における相互応援に関する協定 〔資料編〕 4-30-4	平成 24 年 6 月 21 日	岩手県山田町	資機材の提供・幹旋 車両等の派遣・幹旋
災害時等の相互応援に関する協定 〔資料編〕 4-30-5	平成 24 年 7 月 21 日	鹿児島県南九州市	職員の派遣 施設の提供・幹旋
平川市防災行政無線遠隔制御装置等の設置に関する協定 〔資料編〕 4-30-16	平成 27 年 4 月 27 日	弘前地区消防 事務組合	火災情報等の住民等への 速やかな伝達

3. 防災関係機関等との応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害復旧時の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-7	平成 23 年 4 月 26 日	東日本電信電話 ㈱青森支店	通信設備の復旧
災害時における応急対策業務の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-8	平成 23 年 10 月 17 日	平川市建設協会	道路、河川等施設の応急復旧
災害時における燃料等の供給協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-9	平成 23 年 10 月 31 日	青森県石油商業 組合南黒支部	燃料確保及び供給
災害時における復旧活動の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-10	平成 23 年 11 月 15 日	東北電力㈱弘前 営業所	電力供給の復旧 及び施設の提供

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 〔資料編〕 4-30-11	平成24年1月19日	青森県建設機械リース業協会弘前支部	レンタル機材の供給
災害時の情報交換に関する協定 〔資料編〕 4-30-12	平成24年2月17日	国土交通省東北地方整備局	リエゾン派遣、情報交換
災害時における物資供給に関する協定 〔資料編〕 4-30-13	平成24年3月28日	NPO 法人コメリ災害対策センター	物資の供給
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-14	平成24年3月29日	(株)NTT ドコモ東北支社青森支店	通信設備の復旧
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定 〔資料編〕 4-30-15	平成26年5月2日	(一社)青森県エルピーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
<u>福祉避難所の確保に関する協定</u> <u>〔資料編〕 4-30-17</u>	<u>平成25年3月28日</u>	<u>市内外 39 施設</u>	<u>福祉避難所の確保及び要配慮者の受入等</u>
<u>災害時における建築物等の解体撤去に関する協定</u> <u>〔資料編〕 4-30-18</u>	<u>平成29年8月17日</u>	<u>(一社)青森県解体工事業協会津軽支部</u>	<u>建築物等の解体撤去</u>
<u>公共土木施設パトロールに関する覚書</u> <u>〔資料編〕 4-30-19</u>	<u>平成29年9月7日</u>	<u>平川市建設協会</u>	<u>公共土木施設のパトロール</u>

【資料編】

資料4-30-1 青森県消防相互応援協定 ※更新

P 1 1 0 ~ 1 1 3

青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック
青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内
- (2) 弘前地域ブロック
弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内
- (3) 八戸地域ブロック
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部
管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

- (1) 代表消防機関
青森地域広域事務組合消防本部
- (2) 代表消防機関代行
ア 弘前地区消防事務組合消防本部
イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
- (3) 地域ブロック代表消防機関
ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

- (1) 第1要請
同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請
- (2) 第2要請
他地域ブロックの市町村等に対する応援要請
- (3) 第3要請
県内全域の市町村等に対する応援要請

- 2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。
- 3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。
- 4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費

- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
 - エ 公務災害補償に要する経費
 - オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等
- (3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。
- (4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。
- (5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

平川市防災行政無線遠隔制御装置等の設置に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と弘前地区消防事務組合（以下「乙」という。）は平川市防災行政無線について有効かつ適正な利用が行えるよう、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して、災害及び火災情報等を住民及び防災関係機関に対し、速やかに伝達し、災害等の未然防止、迅速な初動体制の確立を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（設備の設置）

第2条 甲は、平川消防署及び平川消防署碓ヶ関分署に平川市防災行政無線遠隔制御装置等（以下「設備」という。）を設置する。

（管理の基準）

第3条 設備の維持管理は、甲が行う。

2 維持管理に要する経費については、甲が負担する。ただし、電気料及び、乙の行為又は使用により生じた損害に係る費用で、甲の責めに帰すべき事由でないことが明らかな場合は、乙の負担とする。

3 乙は関係法令及び協定の定めるところに従い、設備を使用しなければならない。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 4月27日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市長 長尾忠行

乙 弘前市大字本町2番地
弘前地区消防事務組合
管理者 葛西憲之

福祉避難所の確保に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム 緑青園ほか 38 施設（以下「乙」という。）は、平川市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、受入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受入期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならな

い。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

(甲) 平川市柏木町藤山25-6

平川市長

(乙) 平川市沖館和田84

特別養護老人ホーム 緑青園

他39施設

災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

平川市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び平川市地域防災計画に基づき、平川市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

- 2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。
- 3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。
(報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第4条の規定による協力要請により解体撤去に従事した者が、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の定めるところによる。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月17日

甲 平川市柏木町藤山25番地6

平川市長

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地

一般社団法人 青森県解体工事業協会津軽支部

支部長

公共土木施設パトロールに関する覚書

平川市（以下「甲」という。）と平川市建設協会（以下「乙」という。）は、公共土木施設パトロールに関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設の機能確保及び回復のため、乙の協力を得て行う公共土木施設パトロール（以下「パトロール」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（パトロール内容）

第2条 乙は、通常の業務中に確認できる範囲内においてパトロールを実施し、次のことについて把握に努めるものとする。

- （1）道路の陥没や倒木等、道路の通行に支障を及ぼすもの。
- （2）河川の堤防や護岸の損傷等、河川の機能に支障を及ぼすもの。
- （3）その他、公共土木施設において、市民に危険が及ぶと思われるもの。

2 乙は、平川市内において災害が発生し、又はその恐れがある場合、甲の要請により、災害時パトロールを実施するものとする。

（担当区間）

第3条 乙は、パトロールを円滑に実施するため、甲と協議の上、加入する建設業者の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由により止むを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条各項によるパトロールを実施したときは、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（応急対策要請）

第5条 甲は、前条による報告を受け早急な対策が必要であると認められるときは、平成23年10月17日締結の「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、乙に対し応急対策業務の協力を要請するものとする。

（費用負担）

第6条 パトロールのために要する費用は、乙が負担するものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙が、パトロールの実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において

賠償をするものとする。

(災害補償)

第8条 この覚書に基づいてパトロールに従事した者(以下「従事者」という。)が、そのパトロールにおいて負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了の1箇月前までに甲及び乙から何ら意思表示がないときは同一内容をもってさらに1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月7日

甲 青森県平川市柏木町藤山25番地6

平川市長

乙 青森県平川市新館藤山135番地

平川市建設協会
会長

②地震被害想定に関する修正

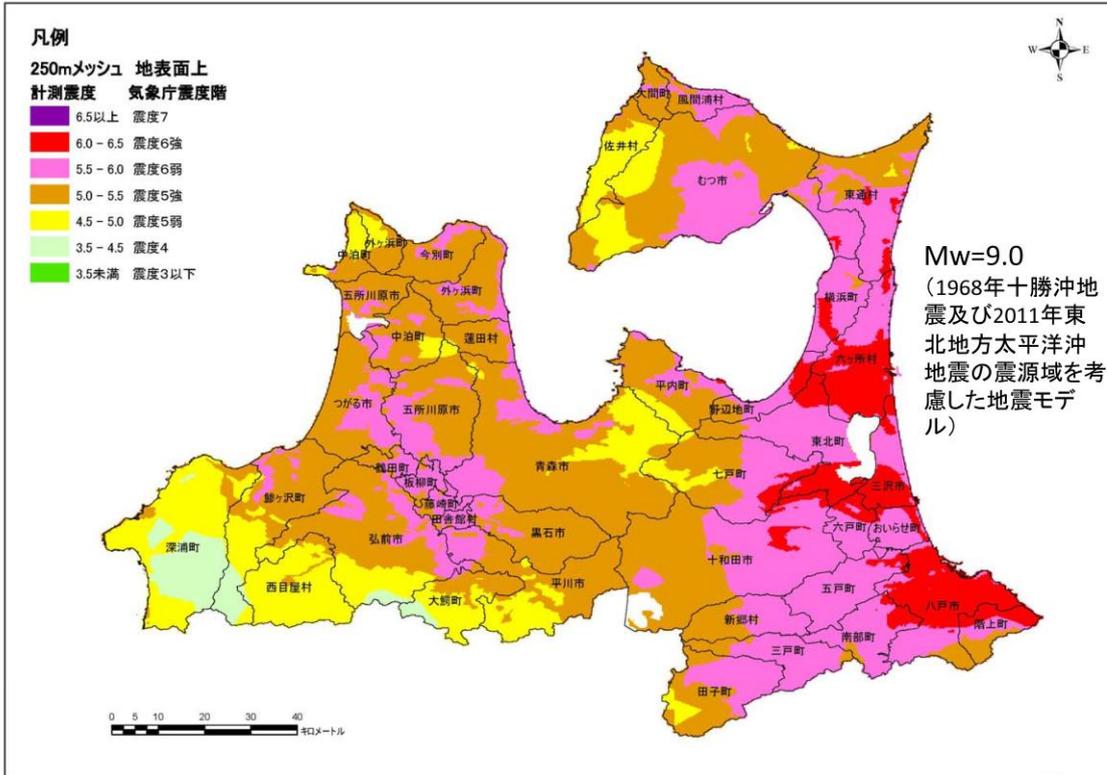
【資料編】

資料1-9-1 震度分布図 P148～151

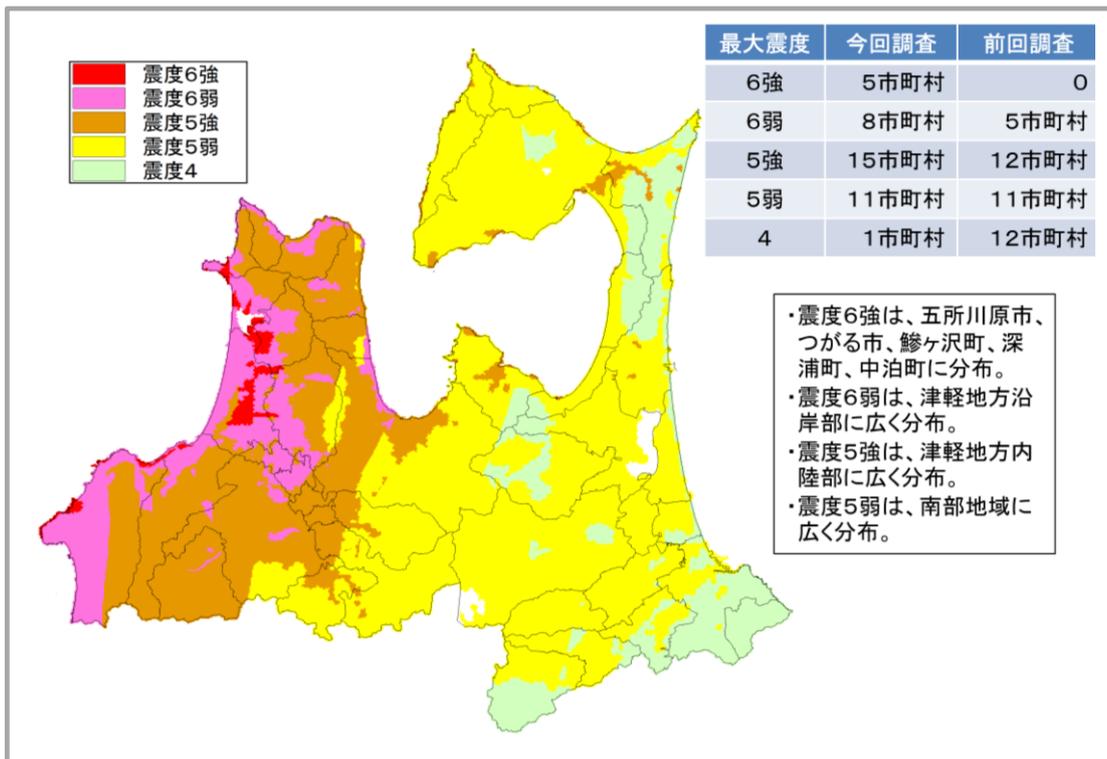
震度分布図

地震の揺れの強さ（震度）

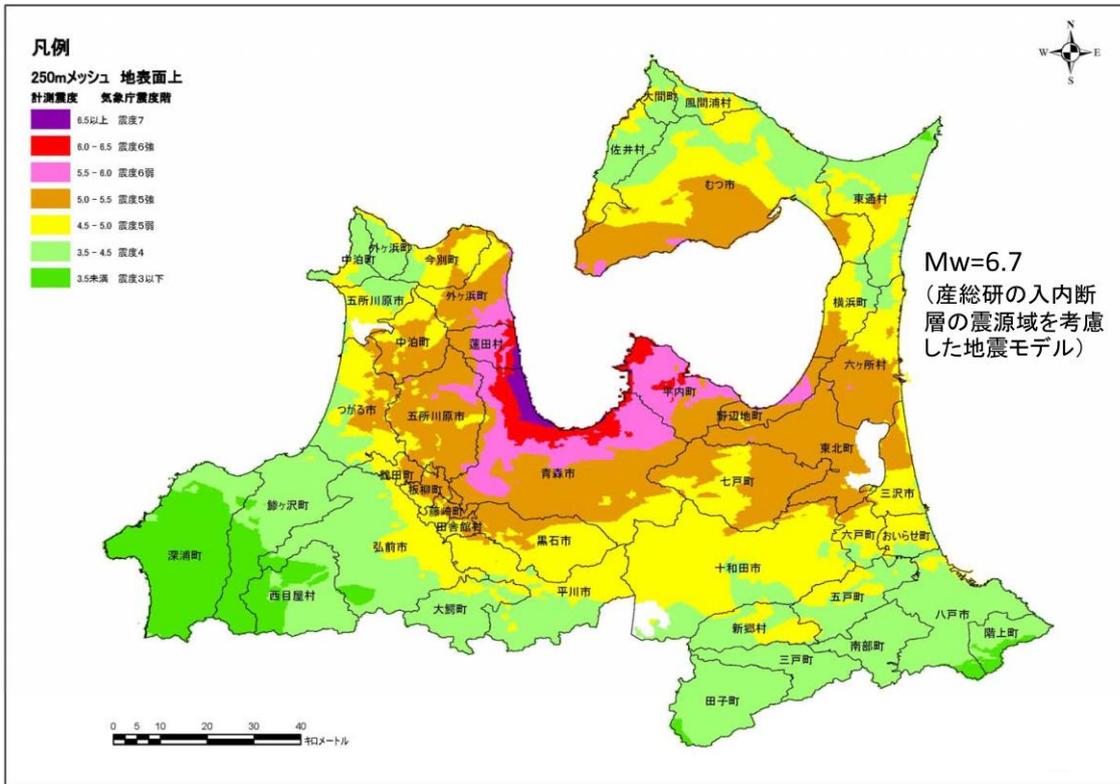
① 太平洋側海溝型地震



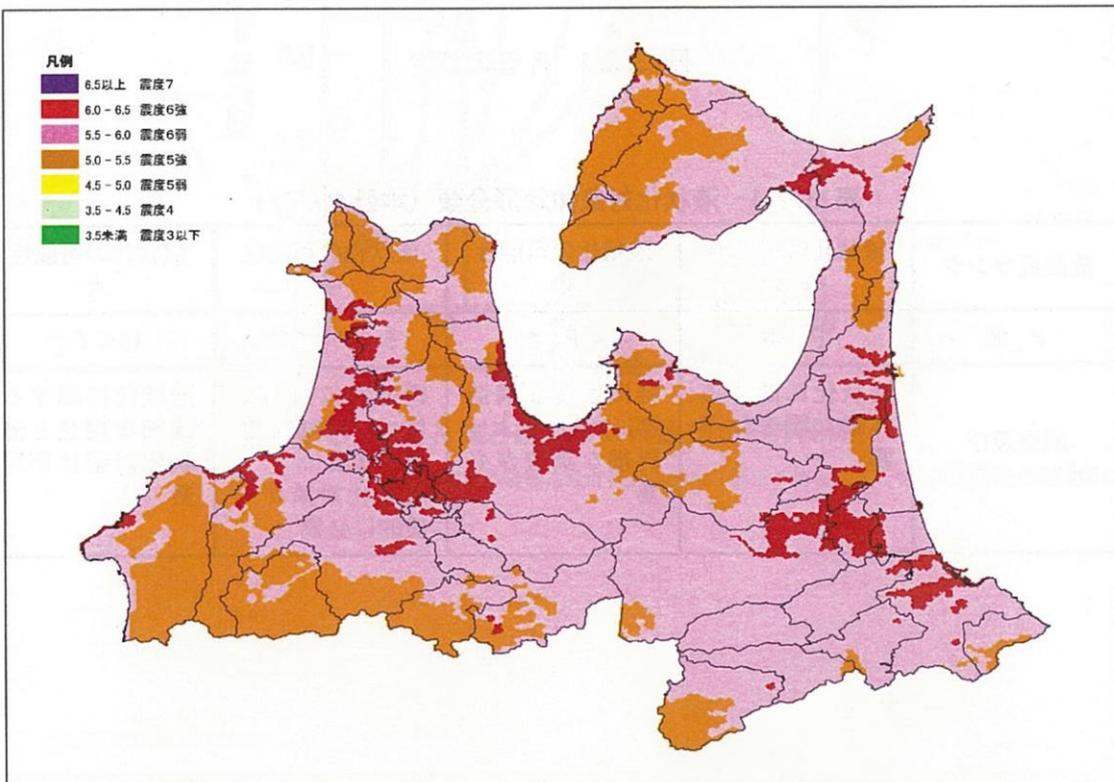
② 日本海側海溝型地震



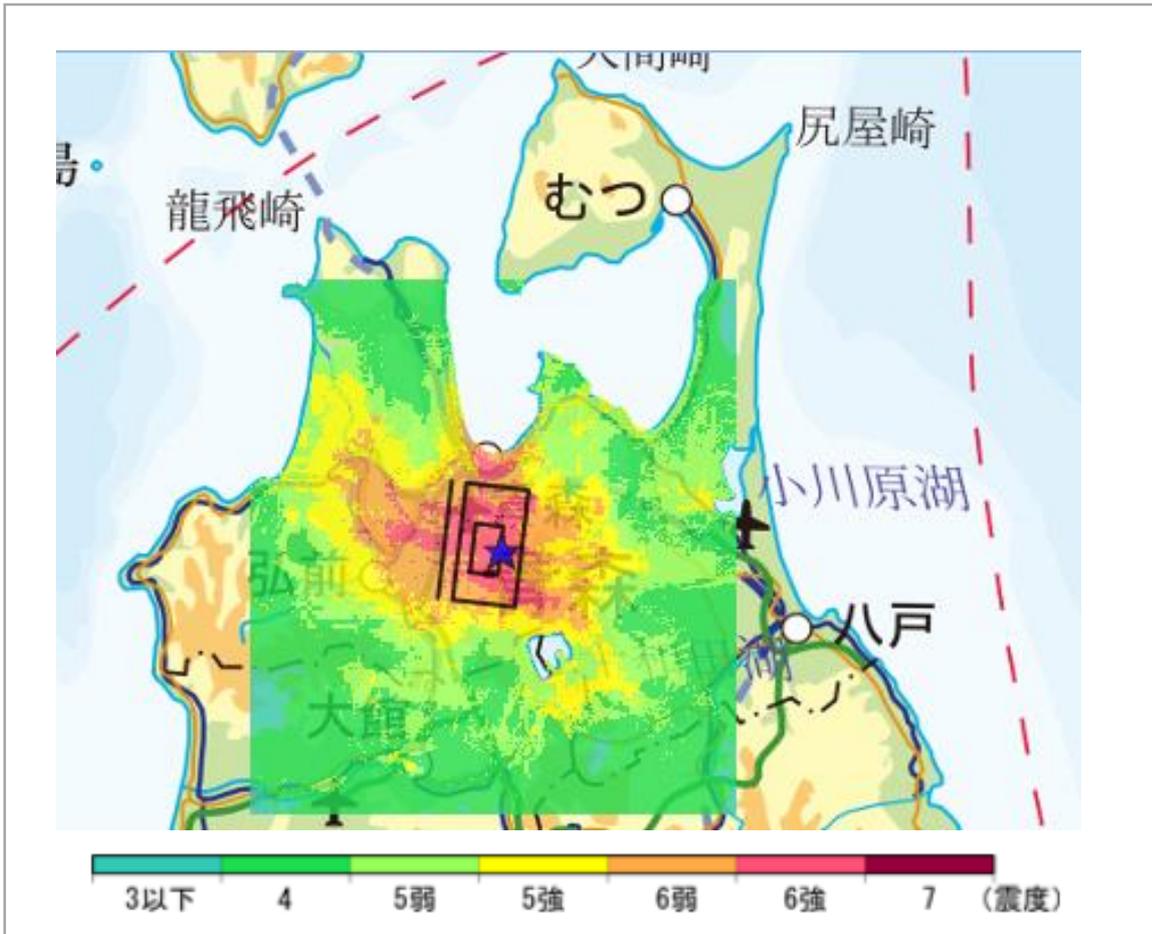
③内陸直下型地震



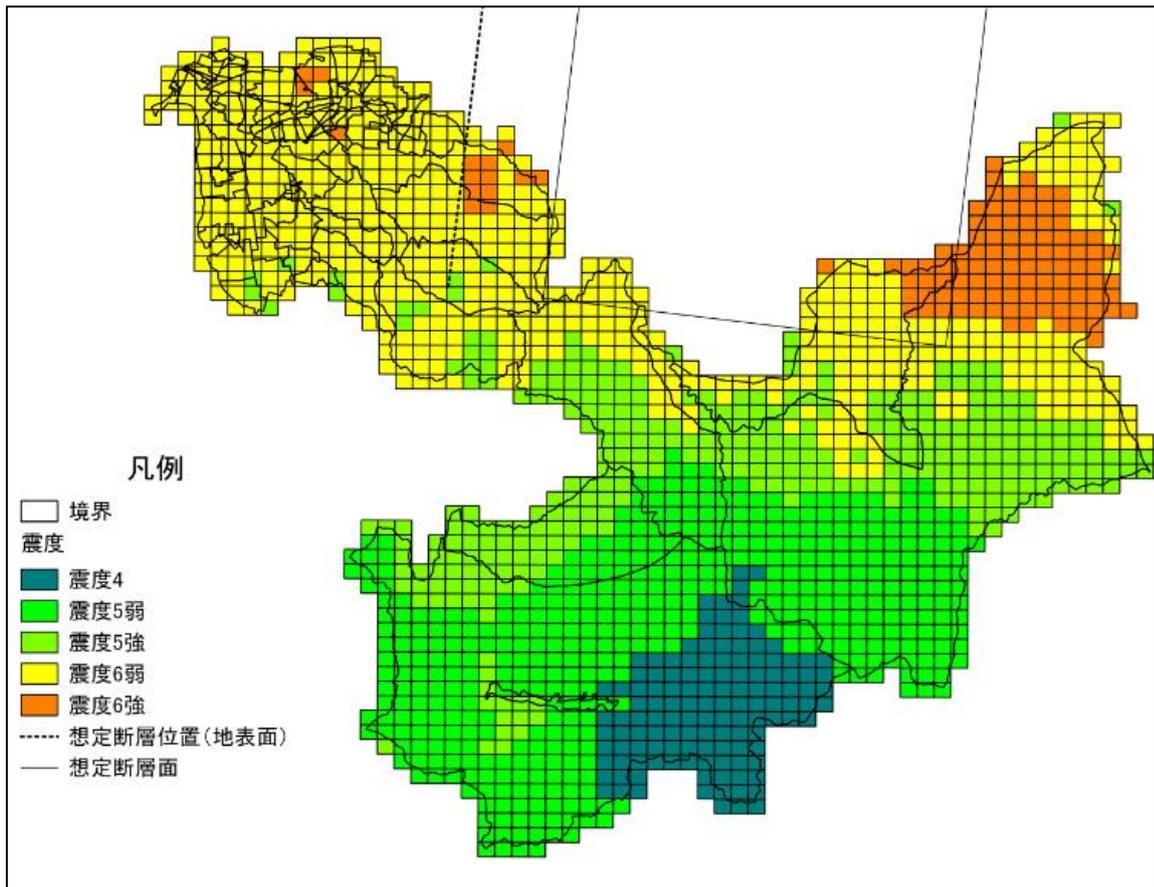
④どこにでも起こりうる直下型地震



⑤津軽山地西縁断層帯南部



⑥津軽山地西縁断層帯南部（平川市のみ） ※新規追加



(引用文献)

平成25年度青森県地震・津波被害想定調査(①・②・④)

平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震)(③)

防災科学技術研究所 地震ハザードステーション(⑤)

※⑥は⑤(250mメッシュ)を平川市に着目し拡大したものであり、その際に500mメッシュに変換している。そのため、震度は250mメッシュの平均値としている。(弘前大学大学院理工学研究科 片岡 俊一教授 作成)

資料1-9-2 津軽山地西縁断層帯について P152~156

津軽山地西縁断層帯の概要について、平成16年4月14日地震調査研究推進本部地震調査委員会「津軽山地西縁断層帯の評価」では以下のとおりである。

1. 断層帯の位置及び形態

津軽山地西縁断層帯は、青森県五所川原(ごしょがわら)市から南津軽郡浪岡(なみおか)町に至る津軽山地西縁断層帯北部と、青森市西部から南津軽郡平賀(ひらか)町に至る津軽山地西縁断層帯南部からなる。

津軽山地西縁断層帯北部は長さが約16kmで、北北西-南南東方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性があり、大平(おおたい)断層、山越(やまこし)断層、飯詰(いづめ)断層などの西側隆起の副次的な断層が伴われている。(図1、2)

津軽山地西縁断層帯南部は長さが約23kmで、南北方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性がある。(図1、2)

2. 断層帯の過去の活動

(1) 津軽山地西縁断層帯北部

最新活動時期は1766年(明和3年)の地震であった可能性がある。平均的な上下方向のずれの速度は0.2m-0.3m/千年程度であったと推定される。(図3)

(2) 津軽山地西縁断層帯南部

最新活動時期は1766年(明和3年)の地震であった可能性がある。しかし、信頼できる過去の活動に関する資料が乏しく、活動履歴については明らかにされていない。(図3)

3. 断層帯の将来の活動

(1) 津軽山地西縁断層帯北部

全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード6.8-7.3程度の地震が発生する可能性があり、その時、断層の近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に1-3m程度高まる段差や撓(たわ)みが生ずる可能性がある。最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確立は不明である。

(2) 津軽山地西縁断層帯南部

津軽山地西縁断層帯南部は、全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード7.1-7.3程度の地震が発生する可能性があり、その時、断層の近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に2-3m程度高まる段差や撓(たわ)みが生ずる可能性がある。最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確立は不明である。

※以下追加

なお、津軽山地西縁断層帯南部に係る被害想定について、弘前大学大学院理工学研究科 教授片岡俊一氏による独自試算では、以下のとおりである。

(被害想定算定の基本方針)

- ・地震動は地震調査研究推進本部（文部科学省）が公表するデータを利用
- ・被害の予測手法及び予測式は、青森県地震・津波被害想定検討委員会が使用したものを準用
- ・揺れによる建物被害及びそれに伴う人的被害のみを算定
- ・使用データは全てオープンデータ
- ・平川市の範囲と人口メッシュとの対応は総務省統計局で示すデータによる。

(建物被害の算定方法)

- ・建物は全て木造と仮定
- ・建物の建築年代については、平川市耐震改修促進計画（平成28年3月公表）で示す耐震化率に基づき、2区分に整理

(人的被害の算定方法)

- ・人口等は平成27年国勢調査結果を使用
- ・死者、負傷者数は、小数点以下も含めたメッシュ単位の総和で求める。

(被害想定の結果)

建物被害 全壊40棟 半壊460棟
人的被害 死者数名（5名未満） 負傷者80名

家屋被害算定図（参考）

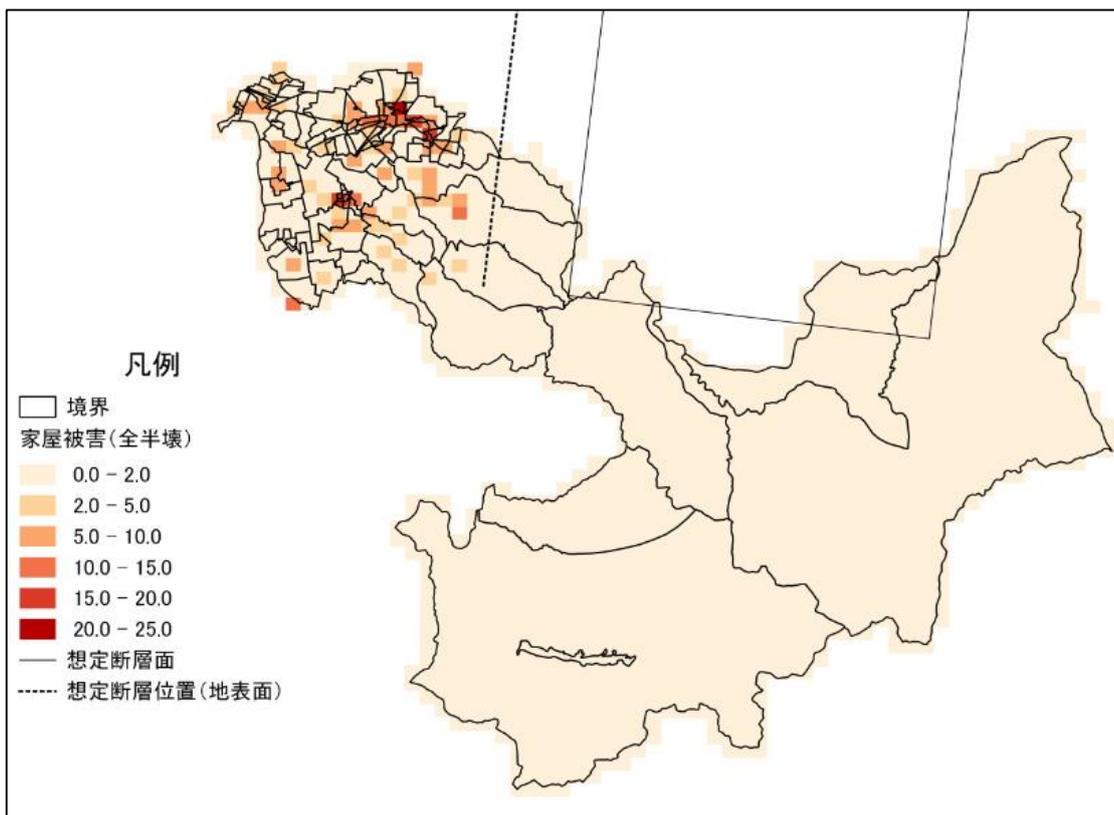


図1 津軽山地西縁断層帯の概略位置図
(長方形は図2の範囲)

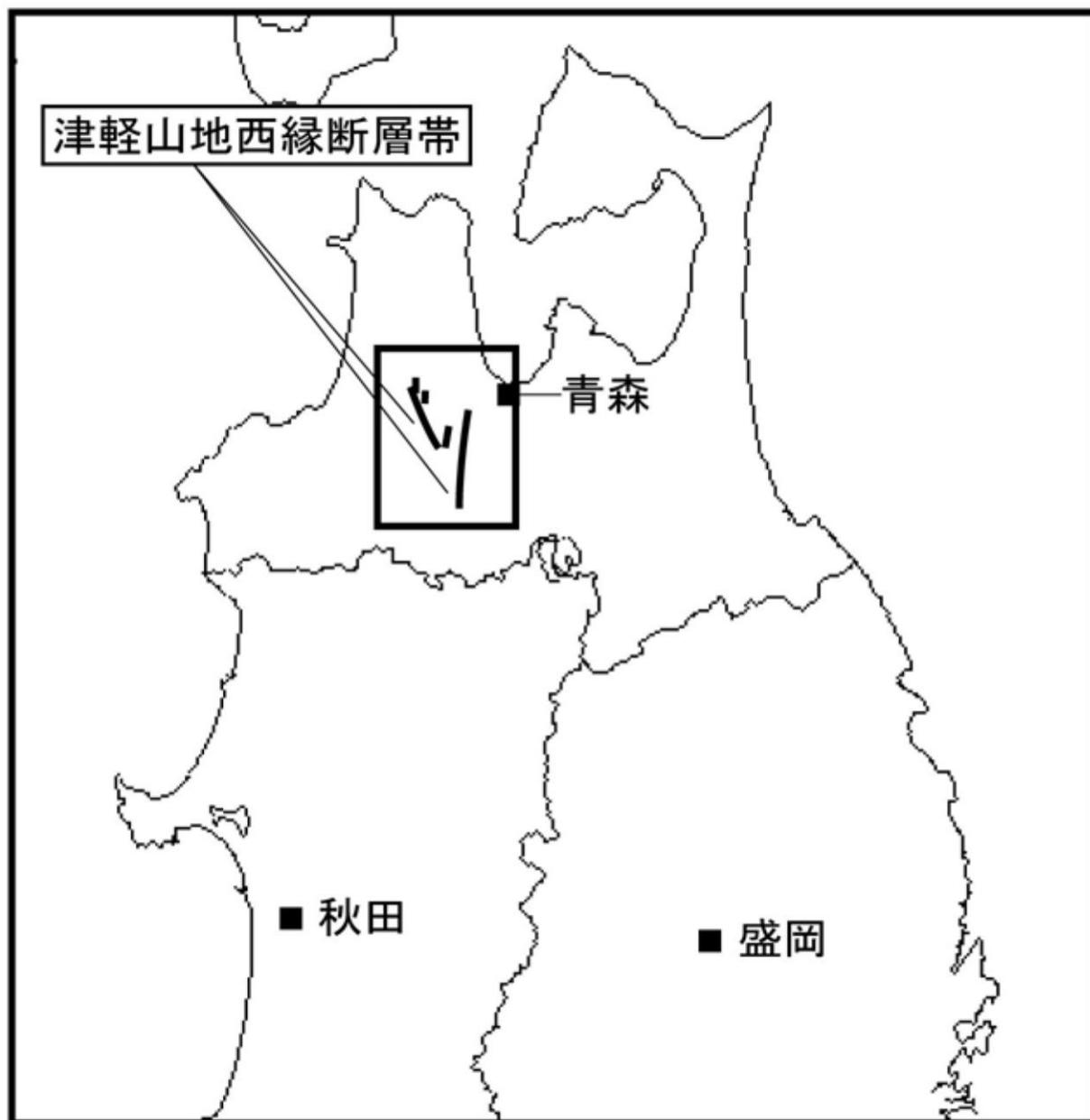
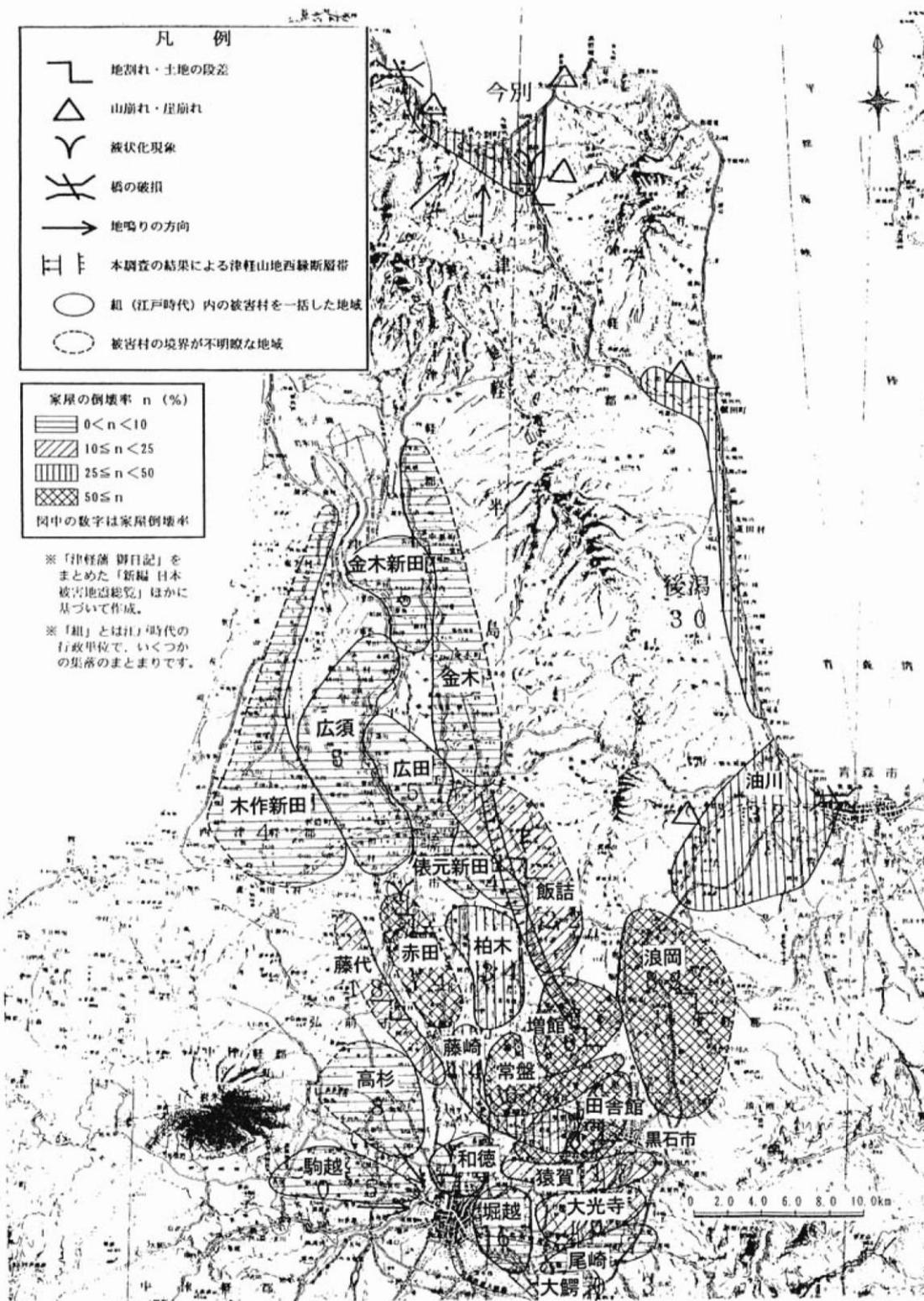


図2 津軽山地西縁断層帯の活断層位置



図3 1766年の地震の被害分布図
 (青森県総務部消防防災課【1997】に一部加筆)



③市民体育館の地域防災拠点としての位置づけに係る修正

■風水害等災害対策編 ■地震災害対策編

⇒ 節番号、ページ番号の（カッコ）は地震災害対策編の番号を指す

第3章 災害予防計画

第2節 防災業務施設・設備等の整備 P41（P41）

8. 地域防災拠点施設〔総務課〕 ※追加

大規模災害時に地域防災力による応急対策を、関係機関と連携し迅速かつ的確に行えるよう、市は、新たに整備予定の市民体育館を以下のとおり地域防災拠点として位置付けることとし、災害応急対策の充実・強化を図る。

(1) 消防団拠点施設

第2章第2節「市災害対策本部」で規定する「平川市消防団班別業務分担」に基づき、市消防団による応急対策を迅速かつ円滑に行うための消防団活動の拠点施設

(2) 備蓄倉庫

第4章第9節「食料供給」及び第14節「被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与」に基づき、平時から市民向け物資の備蓄を行うための備蓄施設

(3) 物資集積場所

第4章第9節「食料供給」及び第14節「被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与」に基づき、流通備蓄や外部からの救援物資等の受入れを行うための集積場所

(4) 防災教育施設

第3章第5（4）節「自主防災組織等の確立」に基づき、自主防災組織等の育成強化を図るための教育施設

(5) 指定避難所（兼指定緊急避難場所）

第3章第9（8）節「避難対策」に基づき、老朽化する現平賀体育館（指定避難所兼指定緊急避難場所）の避難所機能を補完するための避難施設

整備計画

<u>施設等名</u>	<u>所在地</u>	<u>整備予定 年 度</u>	<u>備蓄スペース</u>	<u>物資等収用 ス ペ ース</u>	<u>避難者受入 可 能 人 数</u>	<u>地域防災拠点施設と し て の 用 途</u>
市民体育館	平川市町居南 田 250 番地 3	平成30・ 31年度	約 300 m ²	約 500 m ²	約 500 人	消防団拠点施設、備蓄倉庫、 物資集積場所、防災教育施設 、指定避難所

④弘前地区消防事務組合平川消防署碓ヶ関分署の建設計画を踏まえた修正

【資料編】 P 8

資料 3 - 2 - 2 消防施設整備計画

1. 消防ポンプ自動車等整備計画

平成30年1月1日現在

区分	年次計画				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
弘前地区消防事務組合 平川消防署		1			
弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署			1		
平川市消防団	2	2	1	1	2
計	2	3	2	1	2

2. 消防庁舎等整備計画

平成30年1月1日現在

区分	年次計画				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
弘前地区消防事務組合 平川消防署					
弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署			1		
平川市消防団（消防屯所）	2	2	2	2	2
計	2	2	3	2	2

新規追加

※碓ヶ関分署については、耐震指標（IS値）が基準を満たしていないことから、耐震化のため改築を行うものである。

3. 消防水利整備計画

平成30年1月1日現在

区分		現有数	年次計画				
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
消火栓 (地上式)	公設	582	2	2	2		1
	私設						
防火水槽	40m ³ 未満	44					
	40～100m ³ 未満	207	1				
	100m ³ 以上	1					
その他の水利							
計		834	3	2	2		1

⑤その他防災対策上の各種データ及び語句の整理・修正等による時点修正

【資料編】

資料 3-2-1	消防力及び消防施設等の現況	P 7
// 3-5-1	自主防災組織一覧	P 3 4
// 3-8-1	指定避難所等一覧	P 3 7・P 4 0
// 3-8-2	福祉避難所一覧	P 4 1～4 2
// 3-11-1	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	P 5 3～5 4
// 4-9-2	食料品の調達先	P 8 9
// 4-14-1	被服、寝具、その他生活必需品調達先	P 9 1
// 4-15-1	医薬品等の主な調達先	P 9 2
// 4-27-3	青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定緊急車両	P 109

資料 3 - 2 - 1 消防力及び消防施設等の現況

平成30年1月1日現在

区分	消防吏員・団員数 人	消防ポンプ					指揮車等その他 台	計 台
		消防ポンプ車 台	水槽付消防ポンプ車 台	化学消防ポンプ車 台	小型動力ポンプ付積載車 台	小型動力ポンプ 台		
弘前地区消防事務組合 平川消防署	49	1	1	1			4	7
弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署	12		1				2	3
平川市消防団	本部	10					1	1
	第1分団	38				3		3
	第2分団	35				3		3
	第3分団	37	1			1		2
	第4分団	39	1			1		2
	第5分団	40	2					2
	第6分団	38	1			1		2
	第7分団	38	1			2		3
	第8分団	27				3		3
	第9分団	30	1			1		2
	第10分団	34	1			3		4
	第11分団	32	1			1		2
	第12分団	32	1			1	1	3
	第13分団	29	1			1		2
	第14分団	27	1					1
	第15分団	38	1			1	1	3
	第16分団	27	1					1
	第17分団	26	1			1		2
	第18分団	18	1					1
	第19分団	18	1					1
第20分団（女性消防団）	39							
消防団計	652	17			23	2	1	43

資料 3 - 5 - 1 自主防災組織一覧

平成30年1月1日現在

No.	組織名	カバー世帯数	No.	組織名	カバー世帯数
1	新山町会防災部	<u>103</u>	27	猿賀町会自主防災会	<u>485</u>
2	八幡崎町会防災部会	<u>222</u>	28	向陽自主防災会	<u>204</u>
3	新屋町会自主防災会	<u>418</u>	29	館田町会自主防災会	<u>254</u>
4	新館町会自主防災会	<u>117</u>	30	大坊町内会自主防災会	<u>216</u>
5	新屋町自主防災会	<u>200</u>	31	三町会自主防災会	<u>142</u>
6	長田町会自主防災会	<u>50</u>	32	柏木町自主防災会	<u>732</u>
7	大光寺町会自主防災会	<u>348</u>	33	小和森町会自主防災会	<u>180</u>
8	館山・松崎自主防災会	<u>209</u>	34	平田森町会自主防災会	<u>151</u>
9	蒲田町会自主防災会	<u>57</u>	35	光城町会自主防災会	<u>366</u>
10	平成町会自主防災会	<u>352</u>	36	南田中町会自主防災会	<u>459</u>
11	大木平町会自主防災会	<u>15</u>	37	日沼町会自主防災会	<u>212</u>
12	尾崎町会自主防災会	<u>393</u>	38	碓ヶ関地区自主防災会	<u>778</u>
13	唐竹町会自主防災会	<u>465</u>	39	久吉町会自主防災会	<u>103</u>
14	一本木町会自主防災会	<u>23</u>	40	荒田町会自主防災会	<u>71</u>
15	小国町会自主防災会	<u>54</u>	41	岩館町会自主防災会	<u>119</u>
16	広船町会自主防災会	<u>238</u>	42	尾上・南田町会自主防災会	<u>391</u>
17	苗生松町会自主防災会	<u>102</u>	43	杉館町会自主防災会	<u>122</u>
18	井戸沢町会自主防災会	<u>20</u>	44	西の平町会自主防災会	<u>77</u>
19	葛川町会自主防災会	<u>49</u>	45	平六町会自主防災会	<u>12</u>
20	沖館町会自主防災会	<u>275</u>	46	<u>温川町会自主防災会</u>	<u>5</u>
21	本町町会自主防災会	<u>509</u>	47	<u>松館町会自主防災会</u>	<u>71</u>
22	高木町会自主防災会	<u>390</u>	48	<u>中佐渡町会自主防災会</u>	<u>148</u>
23	原田町会自主防災会	<u>147</u>	49	<u>古懸町内会自主防災会</u>	<u>156</u>
24	李平町会自主防災会	<u>181</u>	50	<u>南田町自主防災会</u>	<u>76</u>
25	金屋自主防災会	<u>306</u>	51	<u>町居町会自主防災会</u>	<u>437</u>
26	切明町会自主防災会	<u>22</u>		合計	<u>11,232</u>

(全体11,804世帯)
世帯カバー率 95.2%

資料 3 - 8 - 1 指定避難所等一覧

指定避難所

【屋外】

番号	施設名	所在地	収容可能 人 員	施設の面積 (㎡)	備考
1	平川市立小和森小学校グラウンド	大光寺二村井 1 6 6 番地	3,740	14,960	
2	平川市立平賀西中学校グラウンド	大光寺白山 1 3 番地 2	7,220	28,901	
3	平川市立柏木小学校グラウンド	柏木町柳田 8 番地 2	4,440	17,784	
4	平川市立平賀東中学校グラウンド	新館後野 1 0 4 番地 1	6,380	25,528	
5	平川市立平賀東小学校グラウンド	尾崎川合 6 9 番地	4,870	19,502	
6	平川市立竹館小学校グラウンド	沖館永田 3 4 番地 3	3,110	12,441	
7	平川市立大坊小学校グラウンド	岩館下り松 7 2 番地 2	2,360	9,463	
8	平川市立松崎小学校グラウンド	館山上亀岡 5 番地 1	2,260	9,065	
9	旧平川市立小国小中学校グラウンド	小国川原田 1 2 番地 1	1,440	5,761	
10	旧平川市立葛川小中学校グラウンド	葛川家岸 1 3 番地	1,400	5,636	
11	中央公園	柏木町藤山 2 7 番地 2 2	5,430	21,720	
12	新館山霊園	新館東山 1 1 7 番地 2 0 9	5,750	23,003	
<u>13</u>	<u>平川市陸上競技場</u>	<u>町居南田 2 5 2 番地 1</u>	<u>5,250</u>	<u>21,000</u>	
<u>14</u>	<u>平賀多目的広場</u>	<u>新館後野 1 8 0 番地 1</u>	<u>4,750</u>	<u>19,000</u>	
<u>15</u>	平川市立金田小学校グラウンド	南田中北原 1 2 0 番地 1	4,510	18,040	
<u>16</u>	平川市立尾上中学校グラウンド	中佐渡南田 5 2 番地	6,220	24,900	
<u>17</u>	平川市立猿賀小学校グラウンド	猿賀明堂 1 3 6 番地 2	5,260	21,079	
<u>18</u>	南田中地区公園	南田中東林元 1 2 番地	470	1,895	
<u>19</u>	新屋町地区農村公園	新屋町松下 8 6 番地 1	490	1,967	
<u>20</u>	中佐渡地区農村公園	長田野田 5 3 番地 2	620	2,502	
<u>21</u>	日沼地区農村公園	日沼高田 1 0 番地 1	1,110	4,444	
<u>22</u>	猿賀公園	猿賀池上 4 5 番地 3	12,960	51,873	
<u>23</u>	平川市立碓ヶ関中学校グラウンド	碓ヶ関三笠山 1 0 0 番地 2	3,400	13,627	
<u>24</u>	平川市立碓ヶ関小学校グラウンド	碓ヶ関三笠山 1 2 7 番地 2 3	3,750	15,000	
<u>25</u>	古懸不動尊境内	碓ヶ関古懸門前 1 番地 1	1,250	5,000	

指定緊急避難場所

【屋外】

番号	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	災害種別					収容可能人数 (人)
				地震	洪水・ 浸水	土砂 災害	大火事	火山	
1	平川市立小和森小学校グラウンド	大光寺二村井166番地	○	○	—	△	○	—	7,480
2	平川市立平賀西中学校グラウンド	大光寺白山13番地2	○	○	—	△	○	—	14,450
3	平川市立柏木小学校グラウンド	柏木町柳田8番地2	○	○	—	△	○	—	8,890
4	平川市立平賀東中学校グラウンド	新館後野104番地1	○	○	—	△	○	—	12,760
5	平川市立平賀東小学校グラウンド	尾崎川合69番地	○	○	—	—	○	—	9,750
6	平川市立竹館小学校グラウンド	沖館永田34番地3	○	○	—	—	○	—	6,220
7	平川市立大坊小学校グラウンド	岩館下り松72番地2	○	○	—	△	○	—	4,730
8	平川市立松崎小学校グラウンド	館山上亀岡5番地1	○	○	—	△	○	—	4,530
9	旧平川市立小国小中学校グラウンド	小国川原田12番地1	○	○	—	—	○	—	2,880
10	旧平川市立葛川小中学校グラウンド	葛川家岸13番地	○	○	—	—	○	—	2,810
11	中央公園	柏木町藤山27番地22	○	○	—	△	○	—	10,860
12	新館山霊園	新館東山117番地209	○	○	—	△	○	—	11,500
13	平川市陸上競技場	町居南田252番地1	○	○	—	△	○	—	10,500
14	平賀多目的広場	新館後野180番地1	○	○	—	△	○	—	9,500
15	平川市立金田小学校グラウンド	南田中北原120番地1	○	○	—	△	○	—	9,020
16	平川市立尾上中学校グラウンド	中佐渡南田52番地	○	○	—	△	○	—	12,450
17	平川市立猿賀小学校グラウンド	猿賀明堂136番地2	○	○	—	△	○	—	10,530
18	南田中地区公園	南田中東林元12番地	○	○	—	△	○	—	940
19	新屋町地区農村公園	新屋町松下86番地1	○	○	—	△	○	—	980
20	中佐渡地区農村公園	長田野田53番地2	○	○	—	△	○	—	1,250
21	日沼地区農村公園	日沼高田10番地1	○	○	—	△	○	—	2,220
22	猿賀公園	猿賀池上45番地3	○	○	—	△	○	—	25,930
23	平川市立碓ヶ関中学校グラウンド	碓ヶ関三笠山100番地2	○	○	—	—	○	—	6,810
24	平川市立碓ヶ関小学校グラウンド	碓ヶ関三笠山127番地23	○	○	—	—	○	—	7,500
25	古懸不動尊境内	碓ヶ関古懸門前1番地1	○	○	—	—	○	—	2,500
26	久吉地区農村公園	碓ヶ関久吉山岸17番地1	緊	○	—	—	○	—	2,480

資料 3-8-2 福祉避難所一覧

(市内・周辺市町村)

平成30年1月1日現在

番号	施設名	法人名	分類	住所
1	特別養護老人ホーム 緑青園	社会福祉法人 緑風会	特養	平川市沖館和田84
2	<u>グループホーム</u> 太陽の里	社会福祉法人 緑風会	GH	弘前市太字堀越字柳田3-12
3	特別養護老人ホーム さわやか園	社会福祉法人 直心会	特養	平川市日沼樋田85
4	特別養護老人ホーム 慶游荘	社会福祉法人 津軽やわらぎ	地域密着型	平川市町居山元304-1
5	特別養護老人ホーム おのえ荘	社会福祉法人 柏友会	地域密着型	平川市猿賀池上100-1
6	介護老人保健施設 三笠ケアセンター	社会福祉法人 三笠苑	老健	平川市館田西和田200
7	グループホーム サンライフ三笠	社会福祉法人 三笠苑	GH	平川市館田西和田201-2
8	グループホーム サンライフ碓ヶ関	社会福祉法人 三笠苑	GH	平川市碓ヶ関鯨森90-1
9	グループホーム サンライフ堀越	社会福祉法人 三笠苑	GH	弘前市太字堀越字柳田293-1
10	グループホーム サンライフ浦町	社会福祉法人 三笠苑	GH	黒石市浦町1丁目82
11	<u>グループホーム</u> ユートピア白神	社会福祉法人 三笠苑	GH	中津軽郡西目屋村大字田代字福元3-1
12	<u>グループホーム</u> 大鱈温泉保養館	社会福祉法人 三笠苑	GH	南津軽郡大鱈町大字大鱈字湯野川原8-4
13	介護老人保健施設 のぞみ	医療法人 みらい会	老健	平川市李平上山崎54-1
14	ディサービスセンター なごみ	医療法人 みらい会	通所介護	平川市柏木町藤山30-35
15	グループホーム なごみ	医療法人 みらい会	GH	平川市柏木町藤山30-35
16	グループホーム いずみ	医療法人 みらい会	GH	平川市李平上山崎53-1
17	介護老人保健施設 つがる	財団法人 黎明郷	老健	平川市碓ヶ関湯向川添30
18	グレイスハウス 平川	株式会社 介護サポート	短期入所	平川市町居西田111-1
19	ディサービスセンター おのえ	社会福祉法人 三和会	通所介護	平川市中佐渡上石田36-1
20	グループホーム もみじの森	有限会社 セイリュウ	GH	平川市猿賀石林37-3
21	グループホーム 岩木望おのえ	有限会社みや・コーポレーション	GH	平川市原上原24-4
22	グループホーム 岩木望	有限会社みや・コーポレーション	GH	南津軽郡田舎館村畑中樋口158
23	グループホーム あいのり	株式会社ユートピアあいのり	GH	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山185
24	特別養護老人ホーム 白寿園	社会福祉法人 沢朋会	特養	弘前市太字大沢字稲元3-2
25	特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム	社会福祉法人 藤聖母園	特養	弘前市太字清原4丁目9-2
26	特別養護老人ホーム 福寿園	社会福祉法人 一葉会	特養	弘前市太字福村字新館添50-8
27	弘前リハビリセンター (弘前城東医院 併設)	医療法人 鶴豊会	老健	弘前市太字高田1丁目10-7
28	有料老人ホーム ほのぼの	医療法人 恩幸会	住宅型	弘前市石川石川97
29	グループホーム やすらぎ	医療法人 恩幸会	GH	弘前市太字石川字大仏下53
30	グループホーム アップルハウス	いかり商事株式会社	GH	弘前市境関亥ノ宮29-1
31	グループホーム バンドー弘前公園	バンドーウエルフェアグループ株式会社	GH	弘前市亀甲町70
32	グループホーム バンドー黒石	バンドーウエルフェアグループ株式会社	GH	黒石市追子野木1丁目190-2
33	介護老人保健施設 あしたばの里・黒石	医療法人 済寿会	老健	黒石市末広6-1
34	黒石特別養護老人ホーム	社会福祉法人 報徳会	特養	黒石市太字赤坂字池田136
35	特別養護老人ホーム 大鱈ホーム	社会福祉法人 北光会	特養	南津軽郡大鱈町太字大鱈字菟頭9-2
36	<u>障害者支援施設</u> 旭光園	社会福祉法人 七峰会	障害者	平川市猿賀明堂255
37	障害者支援施設 青葉寮	南黒地方福祉事務組合	障害者	平川市唐竹高田45
38	<u>障害者支援施設</u> 大鱈療育センター	社会福祉法人 素樸会	障害者	南津軽郡大鱈町太字若木字野尻170-1
39	<u>グループホーム</u> からたけ	社会福祉法人 柏友会	GH	平川市唐竹葎原71-2

資料3-11-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

平成30年3月22日現在

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域 戸数	うち特別警戒区域	
								有:1 無:2	戸数
1	I-321	平成22年7月7日	455	安田1号	碓ヶ関古懸安田	急傾斜の崩壊	7	1	4
2	I-322	平成22年7月7日	455	安田2号	碓ヶ関古懸安田	急傾斜の崩壊	6	1	2
3	I-323	平成22年7月7日	455	古懸2号	碓ヶ関古懸沢田	急傾斜地の崩壊	12	1	5
2	I-324	平成22年7月7日	455	堂ノ上	碓ヶ関古懸門前	急傾斜地の崩壊	2	1	0
3	I-325	平成22年7月7日	455	古懸1号	碓ヶ関古懸門前	急傾斜地の崩壊	13	1	3
4	I-326	平成22年7月7日	456	鯨森	碓ヶ関鯨森	急傾斜地の崩壊	9	2	0
5	I-327	平成22年7月7日	455	三笠山2号	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	5	1	0
6	I-328	平成22年7月7日	455	三笠山	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	4	1	3
7	I-329	平成22年7月7日	455	白沢	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	14	1	3
8	I-330	平成22年7月7日	456	白沢2号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	3	2	0
9	I-331	平成22年7月7日	455	碓ヶ関	碓ヶ関	急傾斜地の崩壊	14	1	0
10	I-332	平成22年7月7日	455	二ノ渡	碓ヶ関久吉二ノ渡	急傾斜地の崩壊	16	1	3
11	I-333	平成22年7月7日	455	蕨ヶ平1号	碓ヶ関久吉蕨ヶ平	急傾斜地の崩壊	16	1	1
12	I-334	平成22年7月7日	455	蕨ヶ平2号	碓ヶ関久吉蕨ヶ平	急傾斜地の崩壊	25	1	0
11	I-335	平成22年7月7日	455	たけのこの里	碓ヶ関東碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
12	I-336	平成22年7月7日	455	西碓ヶ関山	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	19	1	12
13	I-337	平成22年7月7日	455	湯ノ沢3号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
14	I-338	平成22年7月7日	455	湯ノ沢1号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
15	I-339	平成22年7月7日	455	西碓ヶ関山3号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	1	1	1
16	I-340	平成22年7月7日	455	古遠部温泉	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
17	I-1171	平成22年7月7日	455	津刈	碓ヶ関久吉程ヶ平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
18	I-1172	平成22年7月7日	455	遠部	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
19	I-12011	平成22年7月7日	455	相乗	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
19	II-283	平成22年7月7日	455	不動野2号	碓ヶ関古懸上程森	急傾斜地の崩壊	2	1	1
20	II-284	平成22年7月7日	455	不動野1号	碓ヶ関古懸沢田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
21	II-285	平成22年7月7日	455	門前屋岸	碓ヶ関古懸門前屋岸	急傾斜地の崩壊	6	1	2
22	II-286	平成22年7月7日	455	樋ヶ沢	碓ヶ関古懸樋ヶ沢	急傾斜地の崩壊	2	1	1
23	II-287	平成22年7月7日	456	不動沢大石	碓ヶ関古懸不動沢大石	急傾斜地の崩壊	5	2	0
24	II-288	平成22年7月7日	456	三笠山4号	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	2	2	0
25	II-289	平成22年7月7日	455	三笠山3号	碓ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	1	1	0
26	II-290	平成22年7月7日	455	白沢6号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	9	1	2
27	II-291	平成22年7月7日	455	白沢5号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0
28	II-292	平成22年7月7日	455	白沢4号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	3	1	1
29	II-293	平成22年7月7日	455	踏田切4号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	0	1	0
30	II-294	平成22年7月7日	456	踏田切1号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	0	2	0
31	II-295	平成22年7月7日	455	踏田切2号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	1	1	0
32	II-296	平成22年7月7日	456	踏田切3号	碓ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	1	2	0

33	Ⅱ-297	平成22年7月7日	455	久吉	碓ヶ関久吉	急傾斜地の崩壊	3	1	3
34	Ⅱ-299	平成22年7月7日	456	西碓ヶ関山2号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	3	2	0
35	Ⅱ-301	平成22年7月7日	455	碓ヶ関2号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	1	1	1
36	Ⅱ-976	平成22年7月7日	455	白沢8号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	4	1	1
37	Ⅱ-977	平成22年7月7日	456	白沢9号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	1	2	0
38	Ⅱ-978	平成22年7月7日	456	白沢3号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	8	2	0
39	Ⅱ-979	平成22年7月7日	455	折橋	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	3	1	3
40	人Ⅰ-60	平成22年7月7日	455	湯ノ沢4号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
41	人Ⅰ-61	平成22年7月7日	455	湯ノ沢2号	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
42	人Ⅰ-62	平成22年7月7日	455	津軽湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
43	人Ⅱ-75	平成22年7月7日	455	白沢7号	碓ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	5	1	3
44	368-Ⅰ-1	平成22年7月7日	455	高森沢	碓ヶ関諏訪平	土石流	1	1	0
45	368-Ⅰ-2	平成22年7月7日	455	大石沢	碓ヶ関踏田切	土石流	2	1	0
46	368-Ⅰ-3	平成22年7月7日	456	南久吉沢	碓ヶ関久吉藪ヶ平	土石流	23	2	0
47	368-Ⅰ-4	平成22年7月7日	455	久吉沢	碓ヶ関久吉藪ヶ平	土石流	12	1	0
48	368-Ⅰ-5	平成22年7月7日	455	大平沢	碓ヶ関	土石流	1	1	0
49	368-Ⅰ-6	平成22年7月7日	455	津刈温泉沢	碓ヶ関	土石流	3	1	0
49	368-Ⅰ-7	平成22年7月7日	456	船岡沢	碓ヶ関	土石流	1	2	0
50	368-Ⅰ-8	平成22年7月7日	455	西船岡沢	碓ヶ関	土石流	1	1	0
51	368-Ⅰ-9	平成22年7月7日	455	古遠部沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	0	1	0
52	368-Ⅰ-10	平成22年7月7日	456	坂梨沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
53	368-Ⅰ-11	平成22年7月7日	456	かまやち沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
54	368-Ⅰ-12	平成22年7月7日	456	南湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
55	368-Ⅰ-13	平成22年7月7日	456	湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	2	0
56	368-Ⅰ-14	平成22年7月7日	455	湯の沢温泉沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
57	368-Ⅰ-15	平成22年7月7日	455	北湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	0	1	0
58	368-Ⅰ-16	平成22年7月7日	455	中湯ノ沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
59	368-Ⅰ-17	平成22年7月7日	455	津軽湯の沢	碓ヶ関折橋	土石流	8	1	0
60	368-Ⅰ-18	平成22年7月7日	456	中碓ヶ関沢	碓ヶ関白沢	土石流	89	2	0
61	368-Ⅰ-19	平成22年7月7日	456	北久吉沢	碓ヶ関久吉藪ヶ平	土石流	5	2	0
62	368-Ⅰ-20	平成22年7月7日	455	東久吉沢	碓ヶ関久吉藪ヶ平	土石流	20	1	0
63	368-Ⅱ-1	平成22年7月7日	455	矢立沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	1	1	0
64	368-Ⅱ-2	平成22年7月7日	456	板橋南の沢	碓ヶ関西碓ヶ関山	土石流	0	2	0

資料 4-9-2 食料品の調達先

平成30年1月1日現在

弁当、パン、うどん麺類等製造所、インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
高砂食品(株)	日沼富田 36	57-5225	うどん、そば
マックスバリュ東北(株) マックスバリュ平賀店	小和森上松岡 193-1	44-0198	
(株)佐藤長 平賀店	柏木町東田 110-1	44-0422	
(株)佐藤長 尾上店	尾上栄松 128	57-5533	
(株)伊徳 平賀店	本町平野 12-4	44-8525	
(有)田本商店	本町平野 95	44-2136	
<u>ルミエール</u> 平賀店	本町北柳田 23-5	44- <u>3456</u>	
サークルK 碓ヶ関店	碓ヶ関樋ノ口 24-1	46-2525	
サンクスバイパス 尾上店	蒲田玉田 22-6	57-4101	
デイリーヤマザキ 平賀バイパス店	本町平野 8-17	44-1644	
デイリーヤマザキ 平賀松崎店	館山前田 12-8	44-0737	
ローソン 尾上町店	日沼富田 28-2	57-3306	
ローソン 平賀店	町居南田 595	44-0023	
サンクス 平川大光寺店	大光寺三早稲田 52-1	43-0255	
サークルK 平川平賀駅前店	本町北柳田 12-1	43-1243	
<u>ローソン 平川高木原富店</u>	<u>高木原富 215</u>	<u>43-5467</u>	
<u>ローソン 平川碓ヶ関店</u>	<u>碓ヶ関雷林 4-1</u>	<u>46-2235</u>	
<u>ホームックニコット 碓ヶ関店</u>	<u>碓ヶ関湯向川添 29-15</u>	<u>49-5310</u>	

資料 4 - 1 4 - 1 被服、寝具、その他生活必需品調達先

平成 30 年 1 月 1 日現在

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
被服、寝具	昭伸家具	光城3-27-1	44-7382	
	(有)サイセイ	新館野木和86-1	44-2351	
	ファッションセンターしまむら 平賀店	柏木町東田265-1	43-1357	
	ファミリー衣料あぼ	本町北柳田8-51	44-2343	
	ファミリーショップ うめや	尾上栄松85-1	57-2139	
	ファミリーショップ かねさだ	尾上栄松84-1	57-4555	
	<u>西松屋(有)カン平賀店</u>	<u>小和森上松岡193-1</u>	<u>44-7115</u>	
日用雑貨	マックスバリュ東北(株) マックスバリュ平賀店	小和森上松岡193-1	44-0198	
	(株)佐藤長 平賀店	柏木町東田110-1	44-0422	
	(株)佐藤長 尾上店	尾上栄松128	57-5533	
	(株)伊徳 平賀店	本町平野8-7	44-8525	
	<u>ルミエール</u> 平賀店	本町北柳田23-5	44- <u>3456</u>	
	ホームックスーパーデポ 平賀店	小和森上松岡182-1	43-0261	
	<u>ホームックニコット 碓ヶ関店</u>	<u>碓ヶ関湯向川添29-15</u>	<u>49-5310</u>	

資料 4 - 1 5 - 1 医薬品等の主な調達先

平成 30 年 1 月 1 日現在

調達先	所在地	電話番号	備考
マルチ薬局	本町北柳田 12-20	44-2711	医薬品のみ
中央薬店	新館藤山 18-1	44-3045	//
くすりのキープス平賀店	柏木町東田 268	43-0026	##
生活協同組合 ユープあおもり平賀店	本町北柳田 23-5	44-3156	##
小田切薬店	南田中村内 98-2	57-2118	//
三浦薬店	高木原富 50-2	57-2285	//
松井薬店	尾上栄松 29	57-2220	//
碓ヶ関調剤薬局	碓ヶ関鯨森 55-27	49-5133	##
東邦薬品(株) 弘前営業所	弘前市扇町 1 丁目 1-11	27-8341	##
(有)青森大洋薬品	弘前市小比内 5 丁目 6-4	26-0025	医薬品のみ
青森沢井薬品(株)	青森市旭町 3 丁目 13-46	017-777-4511	##
(株)日医王青和	青森市大字安田字近野 1-248	017-766-2088	##
<u>ハッピードラック平川平賀店</u>	<u>本町平野 12 - 9</u>	<u>88-8755</u>	<u>//</u>
<u>ツルハドラック平賀店</u>	<u>小和森上松岡 216</u>	<u>43-1120</u>	<u>//</u>
(株)バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町 2 丁目 3-1	27-8723	医薬品及び医療材料
東北化学薬品(株)	弘前市大字神田 1 丁目 3-1	33-8131	医療材料のみ
(株)シバタ医理科	弘前市大字高田 3 丁目 7-1	27-2221	//

資料 4 - 2 7 - 3

青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る緊急車両

平成 30 年 1 月 1 日現在

所属名	車名	油種
総務部総務課	アルファード ^h ハイブリッド	ガソリン
総務部総務課	ニッサンセレナ	ガソリン
総務部総務課	トヨタカルディナ	ガソリン
総務部総務課	トヨタハイエース	軽油
総務部総務課	トヨタハイエース	ガソリン
総務部管財課	イズズエルフ	軽油
総務部葛川支所	スバルフォレスター	ガソリン
尾上総合支所市民生活課	トヨタエスティマ	ガソリン
尾上総合支所市民生活課	トヨタハイエース(トラック)	軽油
碓ヶ関総合支所市民生活課	スズキジムニー	ガソリン
市民生活部福祉課	スズキアルト	ガソリン
水道部上下水道課	ニッサンパネット(1t車)	ガソリン
水道部上下水道課	スバルレガシー	ガソリン
水道部上下水道課	ニッサンプレール	ガソリン
水道部上下水道課	エクストレイル	ガソリン
市民生活部福祉課	スズキエブリー	ガソリン
市民生活部市民課	トヨタタウンエースバン	ガソリン
建設部土木課	トヨタヴァンガード	ガソリン
建設部土木課	スバルサンバー	ガソリン
建設部土木課	スズキアルト	ガソリン
建設部土木課	三菱キャンター	軽油
建設部土木課	三菱ファイター	軽油
建設部土木課	三菱パジェロ	軽油
建設部土木課	ニッサンダットサン	軽油
建設部都市計画課	ニッサンADワゴン	ガソリン
建設部都市計画課	トヨタ カローラフィルダー	ガソリン
経済部農林課	スバルフォレスター	ガソリン
経済部農林課	ダイハツハイゼットカーゴ	ガソリン
葛川診療所	トヨタハイエース	ガソリン
教育委員会学校教育課	プリウスアルファ	ガソリン
碓ヶ関診療所	日産マーチ	ガソリン